

1. 本院は京都府知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所（事業所 番号2610309623）です。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、下記のものです。

森 一樹医師

2. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な 学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネジャーやサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの 指導助言を行います。
3. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。

月曜日～金曜日の 9時～12時

月曜日～金曜日の13時～17時

① ただし、上記の曜日が国民の祝日、及び12月29日～1月3日の場合は休診とさせていただきます。

② 上記の曜日、時間で臨時休診する場合はその都度、院内に掲示いたします。

4. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1回につき、下記料金を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

		単位	金額	1割負担	2割負担	3割負担
医師が行う場合 居宅療養管理指導料（Ⅰ）※月2回まで	単一建物居住者1人に対して行う場合	514単位	5140円	514円	1028円	1542円
	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	486単位	4860円	486円	972円	1458円
	その他	445単位	4550円	445円	890円	1335円
医師が行う場合 居宅療養管理指導料（Ⅱ）※月2回まで	単一建物居住者1人に対して行う場合	298単位	2980円	298円	596円	894円
	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	286単位	2860円	286円	572円	858円
	その他	259単位	2590円	259円	518円	777円
管理栄養士が行う場合※月2回まで	単一建物居住者1人に対して行う場合	544単位	5440円	544円	1088円	1632円
	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	486単位	4860円	486円	972円	1458円
	その他	443単位	4430円	443円	886円	1329円

なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

5. 交通費については、以下の取扱いで徴収させていただきます。なお、訪問診療と同時に行う場合は訪問診療を優先します。

本院を拠点として1kmにつき275円

生活保護世帯の方については、各市町村により交通費を補助する制度もありますのでご遠慮なくお申し出下さい。

6. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は事務局長です。また、苦情内容によっては京都市社会福祉協議会（Tel075-345-8731）または国保連合会（Tel075-354-9050）をご紹介する等対応させていただきます。
7. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導 は利用者が介護 保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス 事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。
8. 指導に際し万が一事故等が起こった場合は、適切に対応いたします。